

埼玉県立がんセンター 緩和ケア病棟 入棟・退棟における基準について



多くの患者さんに緩和ケア病棟をご利用いただくため、入棟・退棟の基準があります。

<入棟基準>

緩和ケア病棟をご利用いただくにあたっては、国の定めにより、患者さん・ご家族と医師・看護師が面談をおこない、以下の基準が満たされているかなどを検討いたします。

- ・原則として、がんの患者さんであること
- ・患者さんが病名・病状をご理解されていること
- ・患者さん・ご家族が入棟を希望されていること
- ・症状が著しく、入院により緩和ケアを必要とすること
- ・緩和ケア病棟の説明を受け、緩和ケアの主旨をご理解されていること
- ・患者さんの介護者が休養を必要としていること
- ・患者さん・ご家族が、以下のことを了承されていること
 - 治癒を目的とした積極的な治療はしない
 - 痛みやその他の苦痛となる症状を緩和する
 - 生命を尊重し、死を自然なものと認める
 - 無理な延命や意図的に死を招くことをしない
 - 最後まで患者さんがその人らしく生きてゆけるように支える
 - 患者さんが療養している時から、死別後にいたるまで、ご家族がさまざまな困難に対処できるように支える
 - 患者さんとご家族の生活の質を高めて、病状に良い影響を与える
- ・主治医からの紹介を原則とすること
- ・主治医からの診療情報が得られること

<退棟基準>

入院後は、毎週の退院支援カンファレンスにおいて、入院の継続が必要かどうかなどを検討させていただきます。以下のいずれかを満たす場合は、退院や療養場所の変更（在宅ケア、転院）などをご相談いたします。在宅ケアや転院などに向けた準備も、お手伝いいたします。

- ・患者さん・ご家族が退院を希望されるとき
- ・症状が緩和されたとき
- ・在宅ケアが可能と判断されるとき
- ・がんに関する積極的治療を希望されたとき
- ・その他、入棟基準に合致しなくなったとき

※退院後も、病状などに応じて、再入院についても検討させていただきます。

2018年2月作成